

## 第4章 風水害・雪害応急対策計画

## 第4章 風水害・雪害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 第1 災害対策本部の設置

〔方針・目標〕

- 風水害・雪害による被害状況に対応して、災害対策本部を設置し、初動活動を開始する。
- 必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、地域の情報収集を行う。

市担当部	総務部、各部
関係機関	—

#### 1 災害対策本部設置の決定

市長（本部長）は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

#### ■ 災害対策本部の設置基準

- ① 市内に風水害、雪害による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- ② その他市長が必要と認めるとき。

#### 2 災害対策本部設置の設置場所

市は、災害対策本部を市役所庁舎に設置する。災害の状況により市役所庁舎に設置できない場合は、保健福祉センターに設置する。なお、災害地が本部から遠隔地にある場合、又は本部長より設置を指示された場合は、災害主要地に現地災害対策本部を設置する。

#### 3 廃止の決定

市長（本部長）は、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部の廃止を決定する。

#### 4 設置・廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

#### 5 災害対策本部の組織

##### （1）本部会議

本部会議は、市長（本部長）、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

##### （2）本部連絡員

本部に本部連絡員を置き、市長（本部長）の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

(3) 職務の代理

市長（本部長）が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

(4) 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね資料のとおりとする。

- ※資料編 1-2 沼田市災害対策本部条例
- ※資料編 1-3 沼田市災害対策本部構成員及び連絡員
- ※資料編 1-4 沼田市災害対策本部の各部・各班の事務分掌

## 6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内の市有施設等に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

## 7 災害警戒本部

市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するために災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、必要に応じて総務部長（本部長）が設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて災害関係部長が協議の上、総務部長（本部長）が決定する。

## 第2 職員の動員

〔方針・目標〕

- 風水害・雪害による被害状況に対応し、災害対策本部を設置し、初動活動を開始する。
- 登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とする。なお、交通障害が発生している場合は、最寄りの市有施設に参集して初動活動を行う。

市担当部	総務部、各部
関係機関	—

## 1 非常参集体制

動員体制は次のとおりとする。

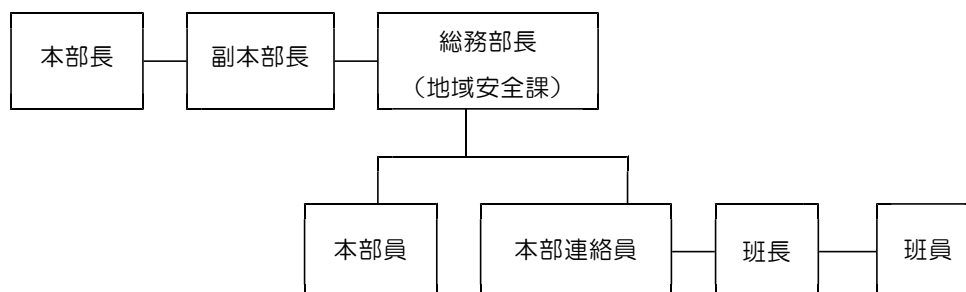
### ■動員体制

配 備	基 準	動員規模
初期動員	気象警報（大雨・洪水・暴風雨等）が発令され、警戒の必要があるとき。	全職員の10%
第1号動員	気象警報（大雨・洪水・暴風雨等）又は水防警報が発令され、災害が発生する恐れがあるとき。	全職員の20%
第2号動員	市内に局地的な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	全職員の30%
第3号動員	市内の広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に拡大するおそれがあるとき。	全職員

※基準にかかわらず、市長が必要と認めたときは動員し体制を整える。

## 2 動員の系統

- (1) 勤務時間内における動員命令の連絡体制
- (2) 勤務時間外における動員命令の連絡体制（原則自主登庁とする。）



## 3 動員配備場所

### (1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁するものとする。

### (2) 本部連絡員

本部連絡員に指定された職員は、通常の勤務場所に登庁し、災害対策本部との連絡調整に当たる。

### (3) 災害時現地登庁職員

災害時現地登庁職員に指定された職員は、激甚災害等が発生したときは、動員伝達にかかわらず登庁し、上級幹部職員の指揮を受けて、所属部署の業務に関係なく応急初動措置を行う。

### 第3 広域応援の要請

〔方針・目標〕

- 県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、救助活動を実施する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。

市担当部	総務部
関係機関	県、消防本部

#### 1 県への応援要請

市長（本部長）は、災害対策基本法第68条に基づき、「沼田市災害時受援計画」の定めるところにより、災害応急対策の実施について県知事に応援を求める。

#### ■要請事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況</li> <li>② 応援（応急措置の実施）を要請する理由</li> <li>③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</li> <li>④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所</li> <li>⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）</li> <li>⑥ その他必要な事項</li> </ul> |
|---|

#### 2 県等への職員派遣の要請

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあっせんを求める。

##### （1）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

##### （2）県に対する職員斡旋の要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

##### （3）県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

#### ■要請事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由</li> <li>② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</li> <li>③ 派遣を必要とする期間</li> <li>④ 派遣される職員の給与その他勤務条件</li> <li>⑤ その他参考となるべき事項</li> </ul> |
|--|

### 3 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント統括支援員及び災害マネジメント支援員で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

### 4 他市町村への要請

#### （1）応援の要求

市長（本部長）は、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村に応援を要請する。

#### （2）協定に基づく要請

市長（本部長）は、あらかじめ締結された協定に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

※資料編 2-1 市町村間での相互応援協定等一覧表

### 5 消防機関への応援要請

#### （1）群馬県消防相互応援

消防長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力では対応困難と認めるときは、群馬県消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

#### （2）緊急消防援助隊

市長（本部長）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力並びに県内の消防応援を考慮して、大規模な消防の応援（緊急消防援助隊）が必要と判断した場合は、知事に対して速やかに連絡する。連絡を受けた知事は、災害の状況及び県内の消防力を考慮して消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

## 6 応援の受け入れ

### (1) 受け入れ体制

応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

#### ■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	テラス沼田4階 防災会議室

### (2) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

## 7 撤収要請

市長（本部長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

## 第4 自衛隊への災害派遣要請

〔方針・目標〕

- 県・自衛隊との通信連絡を保持し、円滑に自衛隊の災害派遣要請を行う。

市担当部	総務部
関係機関	県、陸上自衛隊第12旅団

### 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

#### ■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の救助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が必要な事項

## 2 自衛隊派遣の要求

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うものとするが、緊急を要する場合は口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。なお、災害派遣を要請するに当たっては、特に、①公共性、②緊急性、③非代替性について留意する。

①公共性：人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、公共の秩序を維持するという妥当性があること。

②緊急性：差し迫った必要性があること。

③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

### ■要請事項

- |  |
|--|
| ① 災害の情况及び派遣を要請する事由<br>② 派遣を希望する期間<br>③ 派遣を希望する区域及び活動内容<br>④ その他、参考となるべき事項<br>・必要な人員、車両、ヘリコプター、資機材等<br>・連絡場所及び連絡責任者 |
|--|

### ■自衛隊連絡先

第12旅団司令部 第3部（相馬原）	〒370-3594 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287、2208（夜間） 防災行政無線（衛星系）5-361-6300
----------------------	------------------------------------	---

## 3 自衛隊の自主派遣

（1）第12旅団長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

### ■自主派遣の基準

- |   |
|---|
| ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合<br>② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合<br>③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合<br>④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合 |
|---|

（2）大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活動等の調整を行う。



#### 4 自衛隊の受け入れ

自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

##### ■自衛隊の受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	テラス沼田4階 防災会議室に設置する。
集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	沼田地区：沼田公園、運動公園 白沢地区：白沢農民広場 利根地区：利根南部山村広場

#### 5 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

#### 6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

##### ■費用の負担区分

- |   |
|---|
| ① 宿泊施設の借上料<br>② 宿泊施設の汚物処理費用<br>③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金<br>（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。）<br>④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用 |
|---|

※資料編 4-13 ヘリポート適地一覧表

※資料編 6-1 自衛隊災害派遣様式

## 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 気象情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 県・気象台から伝達される市内の気象情報や河川情報等に注意し、被害が発生する前に初動活動がとれるよう災害情報を的確に把握する。

市担当部	総務部
関係機関	県、前橋地方気象台、消防本部

#### 1 気象情報、土砂災害警戒情報

- (1) 市は、気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にメール等でその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な被害の危険性が著しく高まった場合には、特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急速報メール等の様々手段により直ちに市民へ周知する。
- (2) 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害危険箇所の住民等にその旨の伝達に努める。住民等への伝達方法は、第4章・第7節・第1の「1避難指示等」による。

#### ■気象注意報の発表基準（前橋地方気象台：風水害・雪害関係）

	種 類	発 表 基 準
注	大雨	表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 76
	洪水	流域雨量指数基準 四釜川流域 6.8、利根川流域 37.6 片品川流域 34.8 田沢川流域 14.2、発知川流域 8.4 複合基準 四釜川流域（8、5.4）、発知川流域（7、6.9）
	強風	平均風速が13m/sを超えると予想される場合。
意	風雪	平均風速が13m/sを超え、雪を伴うと予想される場合。
	大雪	山地 12時間降雪の深さ30cm 平地 12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合。
報	濃霧	視程 100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 50%
	なだれ	積雪があって、24時間降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上
	低温	夏期 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期 最低気温-6℃以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。

■ 気象警報等の発表基準（前橋地方气象台：風水害・雪害関係）

種 類		発 表 基 準
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 16
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準 106
	洪水	流域雨量指数基準 四釜川流域 8.5、利根川流域 47.1 片品川流域 43.5 田沢川流域 17.8、発知川流域 10.5 複合基準 四釜川流域（8、7.6）
	暴風	平均風速が18m/sを超えると予想される場合。
	暴風雪	平均風速が18m/s以上で、雪を伴い重大な被害が予想される場合。
	大雪	山地 12時間降雪の深さ50cm 平地 12時間降雪の深さ25cm
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける。

（注1）土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

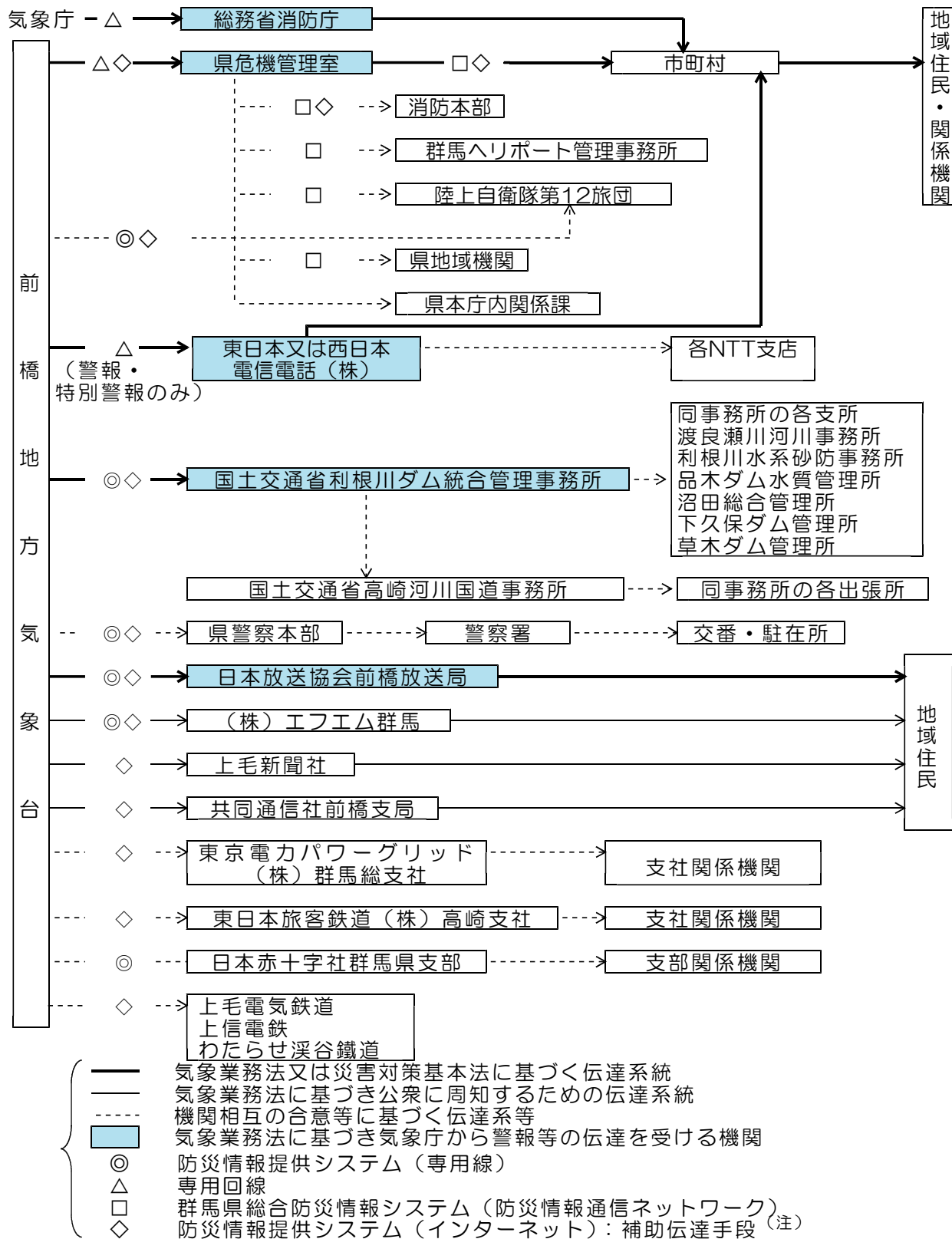
（注2）流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象のなる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

（注3）複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

## 2 気象情報の伝達系統

### (1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に、よりいっそう貢献するため、インターネットを活用したシステムにより市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

### 3 洪水予報、はん濫警戒情報、水防警報

はん濫警戒情報又は水防警報、もしくはダム放流通報を出した場合、市及び関係機関は、防災行政無線等で情報を伝達する。なお、水防法による浸水想定区域内住民への伝達は、第4章・第7節・第1避難誘導「2 避難指示等」による。

#### ■洪水予報・はん濫警戒情報の種類

水位危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	市・住民の行動等
5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生水位	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及びる区域の住民の避難誘導
4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	住民の避難完了
3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	市は避難指示等の発令を判断 住民は避難を判断
2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	水防団(消防団)出動
1	発表なし	水防団待機水位	水防団(消防団)待機

## 第2 災害情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 災害初期は、登庁職員による参集途上の情報、テレビ・ラジオ等の情報、支所情報を収集する。
- 情報は災害対策本部に集約し、適宜、県に報告する。

市担当部	総務部、各部
関係機関	県、前橋地方気象台、消防本部、消防団、自主防災組織、沼田郵便局等

### 1 災害情報の収集

#### (1) 災害対策本部における情報の収集

市は、次の方法で災害情報を収集する。

- ア 登庁職員による参集途上の見聞情報
- イ テレビ、ラジオ、インターネット等の情報
- ウ 職員巡回による情報
- エ 警察、消防本部、消防団、自主防災組織等からの情報
- オ 沼田郵便局等からの情報

#### (2) 現地災害対策本部における情報の収集

現地災害対策本部は、当該地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

## 2 災害情報の連絡

### (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県（危機管理課）に報告する。

なお、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

具体的な報告方法は次による。

#### ア 災害概況即報

災害を覚知後、30分以内に「災害概況即報」第4号様式（その1）により報告する。

#### イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「被害状況即報」第4号様式（その2）により報告する。

報告の頻度は次による。

（ア）第1報は、被害状況を確認次第報告する。

（イ）第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

（ウ）災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

#### ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害確定報告」（第1号様式）により報告する。

### (2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

- ※ 資料編 1-5 防災関係機関一覧表
- ※ 資料編 5-2 被害認定基準
- ※ 資料編 6-2 県報告様式

### 第3 通信手段の確保

〔方針・目標〕

- 災害時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は防災行政無線（半固定・移動系）、災害時優先電話により本部、現場との連絡手段とする。

市担当部	総務部
関係機関	県、自衛隊、県警察、前橋地方气象台、消防本部、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、東京電力パワーグリッド（株）、東日本旅客鉄道（株）、群馬県アマチュア無線、沼田エフエム放送（株）

#### 1 災害対策本部の通信手段

災害時には、次の通信施設を活用する。

市は、災害発生後、地域安全課に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線の貸し出し等の管理を行う。停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

#### ■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～現地对策本部・関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク （一財）自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
市防災行政無線（半固定・移動系）	災害対策本部～現地对策本部・市民
市防災行政無線（固定系）	現地災害対策本部～市民
電子メール	災害対策本部～市民・職員
緊急告知FMラジオ（FM OZE）	災害対策本部～市民・職員
防災アプリ	災害対策本部～市民・職員

#### 2 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧時に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

### 3 他機関が保有する通信施設の利用

#### (1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第79条	(第57条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

#### (2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

#### (3) アマチュア無線及びタクシー無線による通信

管内のアマチュア無線クラブ及びタクシー無線の活用について、理解と協力を求め、災害発生時に緊密な連携のもと活用が図れるよう体制を確立する。

#### (4) 衛星携帯電話等の利用

広域災害時に備え、東日本電信電話（株）等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出を依頼し、通信体制を確保する。



## 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1 広報活動

〔方針・目標〕

- 警戒段階からホッとメールぬまた、防災アプリ、防災行政無線、広報車等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報紙の発行などを行う。
- 外国人への支援として、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

市担当部	総務部、各部
関係機関	沼田エフエム放送（株）等

### 1 広報活動

次の方法により市民等に災害広報を行う。

#### (1) 広報内容

広報内容は、おおむね次のとおりとする。

#### ■ 広報内容

(1) 警戒段階	
① 避難指示等	⑦ 被害状況（浸水、土砂災害等）
② 台風・気象情報	⑧ 道路交通状況（渋滞、通行規制等）
③ 河川情報（水位状況等）	⑨ 公共交通機関の運行状況
④ 各種警報	⑩ ライフラインの状況
⑤ 避難情報	
⑥ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等）	
(2) 災害発生直後（災害発生時から3日以内）	
① 災害の発生状況	⑦ 道路・交通情報
② 避難所等の情報	⑧ 医療機関の活動状況
③ ライフラインの被害状況と復旧見込	⑨ 教育関連情報
④ 仮設住宅の設置、入居の情報	⑩ 災害ごみの処理方法
⑤ 水・食料等の物資供給状況	⑪ 相談窓口の開設状況
⑥ ボランティア受け入れ情報	⑫ 災害用伝言ダイヤル等の利用周知
(3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）	
① ライフライン被害状況と復旧見込	⑥ 教育関連情報
② 仮設住宅の設置、入居の情報	⑦ 災害ごみの処理方法
③ 生活必需品の供給状況	⑧ 相談窓口の開設状況
④ 道路・交通情報	⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等）
⑤ 医療情報	
(4) 復興期（災害発生から10日以降）	
① 罹災証明・義援金の受付手続情報	④ 復興関連情報
② 各種減免措置等の状況	⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等）
③ 各種貸付け・融資制度情報	

(2) 広報媒体

広報媒体は、おおむね次のとおりとする。

■ 広報媒体

① 防災行政無線	⑨ Yahoo! JAPAN
② ホットメールぬまた	⑩ 災害情報共有システム (Lアラート)
③ 緊急速報メール	⑪ Twitter
④ 広報車	⑫ Facebook
⑤ 市ホームページ	⑬ Instagram
⑥ 災害広報紙等	⑭ 群馬テレビデータ放送
⑦ 避難所、公共施設等の掲示板	⑮ 防災アプリ (防災ぬまた)
⑧ 緊急告知FMラジオ	

2 避難所での広報活動

市は、避難所担当と連携して広報を行う。広報にあたっては、避難所自治組織、NPO・ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報入手が困難な避難者に十分配慮する。

■ 避難所での広報

① 災害広報紙等の配布
② 避難所広報板の設置
③ 避難所自治組織による口頭伝達

3 要配慮者への広報

市は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。また、通訳ボランティアによる外国人への相談や広報などを実施する。

4 報道機関への発表

(1) 記者発表

市は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

市は、取材殺到により市の災害対策活動に支障がある場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

5 情報の入手が困難なものへの配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## 第2 広聴活動

〔方針・目標〕

- 報道対応を一元化するため、市役所に報道センターを設置し、情報の掲示、定期的な記者発表を行う。

市担当部	総務部、市民部
関係機関	—

### 1 市民相談

市は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所及び各支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

#### ■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	⑥ 学校関係
② 仮設住宅等	⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	⑧ 生活資金等
④ 仮設トイレ	⑨ 苦情受付
⑤ 義援金（義援金受け入れ）	⑩ その他相談

### 2 広聴活動

市は、災害相談窓口での活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

### 3 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者に関する個人情報の管理の徹底に努める。

## 第4節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

〔方針・目標〕

- 降水量の増加に伴い、防災マップ等を参考に道路のパトロールを行う。また、土砂災害危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。
- 二次災害を防止するため、状況に応じ造成地等の宅地の危険度判定を実施する。

### 第1 洪水・土砂災害対策

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	県、消防本部、県警察、沼田土木事務所、高崎河川国道事務所、危険物施設等の管理者、消防団

#### 1 警戒・防ぎよ活動

##### (1) パトロール

市は、河川管理者、消防団、警察等からの情報により、市内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。災害発生危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。

また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無を確認し消防等へ通報する。

##### (2) 水防活動

市及び消防団は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。

また、必要に応じて委託した民間事業者により水防活動を実施するよう努める。

河川管理者、農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合、適切な措置を行う。

##### (3) 災害の拡大防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

##### (4) 二次災害の防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

#### 2 浸水被害の拡大防止

市は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、排水対策を実施する。河川管理者、農業用排水施設管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

### 3 土砂災害の拡大防止

県及び市は、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去等の応急対策を行う。

### 4 被災宅地の危険度判定

#### (1) 危険度判定実施本部の設置

市は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、調査地域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

#### (2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため斜面造成宅地の危険度判定を行う。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を行う。

## 第2 風害・雪害対策

### 1 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

### 2 雪害の拡大防止

道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施する。

市は、積雪による家屋の倒壊を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろし等、必要に応じた支援に努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等の除雪の担い手が不足する場合には、民生委員、自治会、消防団との連携により支援できるよう調整する。

※資料編 3-3 重要水防区域一覧表

## 第5節 救助・救急及び医療活動

### 第1 救助・救急活動

〔方針・目標〕

- 被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織と連携して行う。
- 多数の要救助者が予測される場合は、県内消防相互応援、緊急消防救助隊の派遣を求め、活動にあたる。

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	県、県警察、自衛隊、建設業協会、消防本部、消防団、自主防災組織

#### 1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の破損等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自主的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなど救助・救急活動を行うよう努める。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

#### 2 消防機関による救助・救急活動

消防本部及び消防団は、次により救助・救急活動を実施する。

##### (1) 救助・救急活動の原則

- ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

## (2) 活動要領

### ア 救助対象の状況把握

消防本部及び消防団は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- (ア) 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- (イ) 建築物の倒壊状況
- (ウ) 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- (エ) 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- (オ) その他、救助・救急活動上必要な事項

### イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

### ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

### エ 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

### オ 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等に重機の出動を求める。

## 3 消防機関への応援要請

### (1) 群馬県消防相互応援

消防長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力では対応困難と認めるときは、群馬県消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

### (2) 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力並びに県内の消防応援を考慮して、大規模な消防の応援（緊急消防援助隊）が必要と判断した場合は、知事に対して速やかに連絡する。連絡を受けた知事は、災害の状況及び県内の消防力を考慮して消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

#### 4 関係機関の連携

消防本部、警察署、自衛隊及び消防団は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

#### 5 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

#### 6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

#### 7 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合、市は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

## 第2 医療活動

〔方針・目標〕

- 必要に応じて救護所を設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。重傷者は、災害拠点病院に搬送する。
- 救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって搬送し、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプター、市職員が行うことを原則とする。

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	県、沼田利根医師会、群馬県医師会、消防本部、自衛隊、沼田利根薬剤師会、利根沼田保健福祉事務所、日本赤十字社群馬県支部

#### 1 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し医療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じてライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に万全を尽くす。



- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転院先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

## 2 救護所の設置及び救護班の派遣

### (1) 医療体制

市は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

### (2) 救護所の設置

市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみで対応できないときは、被災地に救護所を設置する。救護所の設置予定箇所は各小学校とし、必要に応じて設置する。

### (3) 救護班の派遣

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。

また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）等）の派遣を要請する。

### (4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

#### ■救護所での活動

- ① 傷病者の応急手当
- ② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者に対する医療の実施
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 緊急時の助産

## 3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

## 4 医療施設の確保及び搬送

### (1) 医療施設の確保

市は、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に収容するよう要請する。

### (2) 医療施設への搬送

救護所から市内の救急告示病院又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■災害医療機関

災害拠点病院 (群馬県)	○基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 ○地域災害拠点病院 (沼田地域) (独)国立病院機構沼田病院、利根中央病院 (沼田地域外) 群馬大学医学部付属病院、群馬県済生会前橋病院、群馬中央総合病院、日高病院、 (独)国立病院機構高崎総合医療センター、(独)国立病院機構渋川医療センター、 公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、伊勢崎市民病院、 伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、太田記念病院、館林厚生病院
救急告示病院 (沼田地域)	内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、群馬パース病院、 月夜野病院、上牧温泉病院

5 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行う。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- イ 自己完結型の救護チームの派遣
- ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行う。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を共同して行う。

6 群馬DMATの活動

(1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行う。

- ア 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- イ 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ウ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- エ 他の医療従事者に対する医療支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

7 被災地域外での医療活動

(1) 市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求める。

(2) 県は、後方支援医療機関の確保を行い、確保された医療機関に関する情報を市へ連絡する。

- (3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

## 8 被災者のこころのケア対策

- (1) 市は、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため以下の活動を行う。
- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
  - イ こころのケア対策現地拠点の設置
  - ウ 精神科医療の確保
  - エ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ
  - オ こころのホットラインの設置と対応
  - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 市は、必要に応じて県を通じ、被災地域外の医療機関、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び協力を要請する。

## 9 医薬品及び医療資機材の確保

### (1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合は、薬剤師会等に要請する。市では調達が困難なときは、県（薬務課）に要請する。  
また、必要に応じて市民への献血の呼びかけを行う。

## 10 慢性疾患患者等への対応

市は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、人工呼吸器使用者の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1 交通の確保

〔方針・目標〕

- 国道・県道の道路管理者と連携して、市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。
- 緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。
- ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	高崎河川国道事務所、沼田土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道（株）、事業者、消防本部、自衛隊

#### 1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

#### 2 交通規制の実施

##### (1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、市道について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察にその旨を連絡する。

#### 3 災害対策基本法に基づく車両の移動

##### (1) 警察による措置

警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に命じ、道路外の場所に移転させる措置をとる。

上記の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとる。

## (2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、市は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

### ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。(災害対策基本法第76条の6第1項)

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項)

### イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項)

### ウ 損失補償

市は、上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)

## 4 道路啓開等

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路啓開等を行い、道路交通の確保を図る。

市は、市管理道路について、県警察と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

### (1) 被災状況の把握

あらかじめ定めた道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

### (2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業協会等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行を可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、前記「3 災害対策基本法に基づく車両の移動」による措置をとる。

(4) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

(5) 道路啓開等の代行制度

市は、大規模災害時に、市が管理する道路において、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、道路の迅速な道路啓開等が必要とされる場合は、国（国土交通省）へ道路啓開等の要請を行う。

## 5 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。

また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

※資料編 4-13 ヘリポート適地一覧表

## 6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道（株）は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県に連絡するとともに応急復旧を行う。

## 7 バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

## 8 輸送拠点の確保

市は、緊急輸送道路ネットワーク、被害状況等の状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理する。

## 第2 緊急輸送

〔方針・目標〕

- 災害発生直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。  
また、被災者の輸送が必要な場合は、バス事業者に運行を要請する。
- 市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出、申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部
関係機関	県、県警察、事業者

### 1 緊急輸送の原則

#### (1) 輸送にあたっての配慮事項

輸送にあたっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送の優先順位

##### ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

##### イ 第2段階

- (ア) アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

##### ウ 第3段階

- (ア) ア、イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活必需品

## 2 輸送手段の確保

### (1) 輸送車両の確保

#### ア 市有車両の確保・配車

市は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

#### イ 車両の確保

市は、市有車両では不足が生じる場合は、民間会社又は県を通じて（一社）群馬県トラック協会に車両の確保を要請する。

#### ウ 燃料の確保

市は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。また、必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

### (2) バス輸送の確保

市は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

### (3) 鉄道輸送の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

### (4) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

## 3 緊急通行車両の確認

### (1) 趣旨

知事（危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

### (2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認にあたっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

#### ア 第1順位の対象車両

(ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

(エ) 医療機関に搬送する重傷者

(オ) 交通規制に必要な人員、物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

(カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資



- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資  
これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資  
(イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送  
(ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員、物資  
(イ) 生活必需品

これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

市は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申請書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公平委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

また、交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウィンドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

※資料編 4-11 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

※資料編 4-12 緊急輸送道路指定路線一覧表

## 第7節 避難受入活動

### 第1 避難誘導

〔方針・目標〕

- 地域の自主防災組織、自治会が中心となる。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。
- 災害の危険がある場合は、避難指定等の発令、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保する。

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県警察、自衛隊、消防本部、消防団、東日本旅客鉄道（株）、自治会、自主防災組織、事業者、事業所

#### 1 避難の方法

##### (1) 避難のための立ち退き（災害対策基本法第60条第1項）

市長（本部長）又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を発令する。

##### (2) 屋内での待避等の安全確保措置（災害対策基本法第60条第3項）

市長（本部長）は、屋外への避難を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性がある、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

#### 2 避難指示等

##### (1) 避難指示等の発令

ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行う。

イ 市長のほか法令に基づき避難指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るために必要と認めるときは、速やかに避難指示を行う。

ウ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次のとおりとする。

エ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

■避難指示等の要件

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等 避難	市長 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難開始</li> <li>一般住民の避難準備</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> </ul>	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> </ul>	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> <li>屋内安全確保の指示</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> </ul>	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいな	

避難指示等の判断は、浸水想定区域については、洪水予報等を目安に、土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒情報を目安とする。

また、防災情報提供システム、流域の雨量や河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮し、総合的かつ迅速に行う。

■避難指示等の種類と判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【浸水想定区域】</li> <li>はん濫注意情報が発表されたとき</li> <li>【土砂災害危険箇所】</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>はん濫危険情報が発表されたとき</li> </ul>

■洪水に関する避難指示等の発令基準

種別	発令基準
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位観測所の水位がはん濫注意水位（5.0m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</li> <li>大雨（浸水害）、洪水警報が発表され、深夜・早朝に避難指示等が発令されることが想定される場合</li> <li>過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合</li> <li>堤防からの漏水等が発見された場合</li> <li>その他避難の準備を必要とする場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位観測所の水位がはん濫危険水位（5.2m）に達し、さらに水位の上昇が予想され、決壊や越水のおそれが高まった場合</li> <li>堤防における異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>決壊や越水が発生した場合</li> </ul>

※1 水位観測所：月夜野橋水位観測所

※2 水位上昇の予想の判断は、国土交通省利根川ダム統合管理事務所、前橋地方気象台、群馬県危機管理課及び河川課の助言に基づいて行う。

■土砂災害に関する避難指示等の発令基準

種 別	発 令 基 準
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害危険度情報」の1km四方の領域（メッシュ）が土砂災害の起こりやすさをもとに定めた基準に土壌雨量指数等が達したかを判定した情報で、2時間先までに警報基準に達すると予想される場合</li> <li>・過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合</li> <li>・夜間に避難指示等が発令される見込みがある場合</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表された場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害危険度情報」において、すでに土砂災害警戒情報の基準に到達している場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合</li> <li>・前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合</li> </ul>

（2）避難指示等の伝達

市は、避難指示等を伝達する場合、防災行政無線、ホッとメールぬまた、市ホームページ、緊急告知FMラジオ、Twitter、Facebook、Instagram、群馬テレビデータ放送、防災アプリ等の手段を用いる。なお、避難指示等を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難対象地域</li> <li>② 避難を必要とする理由</li> <li>③ 避難先（屋内安全確保を含む）</li> <li>④ 避難経路</li> <li>⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）</li> </ul>
--

（3）関係機関への連絡

市は、避難指示等を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を經由）、県警察、消防本部等に連絡する。

（4）市長による屋内での待避等の安全確保の指示

市長は、避難時の周囲の状況等により、避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

（5）解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなると判断されるときは、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

### 3 避難誘導

#### (1) 避難誘導

住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会等が災害の規模、状況に応じて、あらかじめ地域ごとに定められた指定緊急避難場所及び指定避難所まで行く。避難は原則として徒歩とする。避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。施設等の避難誘導は、施設管理者等が最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで行く。

#### ■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	自治会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

#### (2) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の自主防災組織等が支援する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等を使用する。

#### (3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障のない最小限度のものとする。

### 4 警戒区域の設定

#### (1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の権限を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

#### (3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の権限を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

#### (4) 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を經由）、県警察、消防本部等に連絡する。

## 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

〔方針・目標〕

- 避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

市担当部	総務部、健康福祉部、教育部
関係機関	自治会、自主防災組織

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合などは、原則避難所を開設しない。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

#### (2) 福祉避難所の開設

市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

#### (3) 関係機関への連絡

市は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由）、県警察、消防本部等に連絡する。

また、ホームページやアプリケーションソフトウェア等の多様な手段を活用して周知に努める。

#### (4) 混雑状況の周知

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーションソフトウェア等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

## 2 管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該施設に常駐する管理責任者を配置する。

## 3 避難所の運営

### (1) 避難所運営組織

指定避難所の運営は、原則として自治会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員は、避難所自治組織の確立やNPO・ボランティア等との調整を行う。

### (2) 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

### (3) 避難者に対する情報の提供

市は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が希望する情報を適宜提供する。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供について、配慮する。

### (4) NPO・ボランティア等への協力要請

指定避難所では、NPO・ボランティア等の協力を得て、食料・生活必需品の供給、炊き出し等を行う。避難所担当職員は、必要に応じてNPO・ボランティア等の派遣を要請する。

### (5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、指定避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

### (6) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、指定避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。

避難所運営記録は、1日に1度本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情がある場合は、その都度必要に応じて報告する。

市は、指定避難所に関する情報をとりまとめ、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

## 4 避難所設備の整備

第2章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第6 避難誘導・受入活動体制の整備 5 指定避難所の開設内容に基づき、以下の整備に努める。

### (1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所に各スペースを配置する。



■スペース例

① 生活スペース	④ 洗面・洗濯スペース	⑦ 配膳・配給スペース
② 休憩スペース	⑤ 救護スペース	⑧ 駐車スペース
③ 更衣スペース	⑥ 物資保管スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市が確保する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	④ 仮設トイレ	⑦ 掲示板	⑩ 清掃用具
② 冷房器具	⑤ 公衆電話	⑧ 間仕切り	⑪ 緊急告知ラジオ
③ 扇風機	⑥ 給湯設備	⑨ 食器、調理器具	

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資を市本部に要請する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、NPO・ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

市は、市所有の温泉施設及び自衛隊の入浴支援等により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(1) 収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

(2) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

(3) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(4) 避難所自治組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

(5) 水、食料その他生活必需品は、平等かつ効率的な配給に努める。

(6) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

- (7) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (8) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

## 7 要配慮者への配慮

市は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等を手配する。

また、要配慮者を対象とした相談窓口等を設置し、迅速なニーズの把握に努める。

## 8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

## 9 男女のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理に努める。

- (1) 指定避難所の運営担当職員や保健師等に女性を配置する。
- (2) 男女共同参画の視点から指定避難所の運営体制を構築する。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関と連携し、女性相談窓口を設置する。
- (6) 安全を確保するために巡回警備の実施や防犯ブザー等を配布する。

## 10 在宅被災者への配慮

ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に支障をきたしている場合は、避難者用応急物資を在宅者へも配付するなど在宅被災者へ配慮する。

特に、在宅の要配慮者について状況を把握し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

## 11 避難所の早期解消

市は、避難者の生活環境を整えるため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

- ※資料編 4-1 指定緊急避難場所
- ※資料編 4-2 指定避難所
- ※資料編 4-3 福祉避難所
- ※資料編 6-3 避難者名簿

## 第3 応急仮設住宅等の供給

〔方針・目標〕

- 被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき災害発生から20日以内に応急仮設住宅の建設に着手し、住宅を失った被災者に供給する。
- また、応急仮設住宅だけでなく、災害発生から3日後には、公営住宅の空室情報を提供するなどの支援を行う。

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	県

### 1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

#### (1) 需要の把握

市は、災害時に被害調査の結果から仮設住宅の必要概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて仮設住宅入居の申し込みを受ける。応急仮設住宅は、罹災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する被災者が対象となる。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

#### ■ 応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自ら資力をもってして、住宅を確保できない被災者
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障害者、ひとり親世帯、病弱者等
  - ・上記に準じる被災者

(2) 建設用地の確保

市は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約を締結し建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、バリアフリー等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 入居者の選定

市は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選考に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況も配慮し、コミュニティの形成にも留意する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用できる施設を設置する。

また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 運営管理

ア 市は、応急仮設住宅の運営管理を適切に行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

イ 県（住宅政策課）又は市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

## 2 賃貸住宅の斡旋

市は、住宅を失った被災者に対して、公営及び民間住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居の斡旋を行う。

## 第4 広域一時滞在

〔方針・目標〕

- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が被災市だけではなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定されるため、以下に広域一時滞在が必要となった場合の手続きについて定める。
- 市町村間の相互応援協定に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用されない。また、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞りに係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞りに係る情報を適宜報告する。

市担当部	総務部、健康福祉部、教育部
関係機関	県

### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等の受け入れが必要であると判断した場合には、当該市町村に直接協議する。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 市は、県内の他市町村から(1)の協議を受けた場合は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。
- (4) 市は、県内の他市町村から(1)の協議を受けた場合、被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議元市町村に対し、通知する。
- (5) 市は、県内の他市町村から(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (6) 市は、県内の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県（危機管理課）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

### 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等の受け入れが必要であると判断した場合には、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 県（危機管理課）は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。

(3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

(4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

(6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

(7) 県（危機管理課）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を(1)の協議を行った市へ行う。

## 第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 県境を越えた広域避難者の受入に迅速に対応できるよう体制を整備する。
- 災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

市担当部	総務部、健康福祉部、教育部
関係機関	県

### 1 被災県からの情報収集及び連絡体制の整備

市は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

### 2 被災県からの応援要請内容の確認

市は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受ける。

### 3 受入れ可能な避難施設情報の報告

市は、あらかじめ選定した避難所の中から、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。  
なお、選定に当たっては、安全な避難が確保できる施設を選定する。

### 4 広域避難者受入総合窓口の設置

市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等、市内の広域避難に係る総合調整を実施するため「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

### 5 広域避難者の受入れ

- (1) 県は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村に通知する。
- (2) 通知を受けた市は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。  
なお、県と被災県が調整するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された県又は県内市町村の広域避難者受入窓口へ連絡し、県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

### 6 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

第3章第7節第2の規定を準用する。

### 7 広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において、実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

### 8 被災県からの情報等の広域避難者への提供

市は、被災県から県を通して提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

## 9 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県及び市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

## 10 避難所の閉鎖

市は、県及び被災自治体と連携を取り、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。



## 第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

### 第1 飲料水の供給

〔方針・目標〕

- 災害発生後、速やかに断水状況等の情報収集を行い、指定避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。3日以内には1人1日3リットルの給水ができるように体制を整備する。

市担当部	総務部、健康福祉部、都市建設部、教育部
関係機関	事業者、市民

#### 1 需要の把握

市は、水道施設の被災状況、断水状況、指定避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。

#### 2 応急給水計画等の作成

##### (1) 応急給水計画等の作成

市は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資材の調達、給水拠点、要員配備等を定めた応急給水計画を作成する。

##### (2) 水源の確保

市は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

##### (3) 保存水の確保

市は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

##### (4) 資機材、車両等の確保

市は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道業者、日本水道協会等に要請し確保する。

##### (5) 給水拠点の周知・広報

市は、給水拠点を設置したときは、本部等を通じて市民へ広報する。

#### 3 応急給水

##### (1) 優先給水

市は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

市は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ア 給水車による指定避難所での給水
- イ 耐震性貯水槽による給水
- ウ 病院・学校の受水槽への給水
- エ 消火栓の活用

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるように努める。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水量	3リットル ／人・日	20リットル ／人・日	100リットル ／人・日	250リットル ／人・日
用途	生命維持に必要な飲料水	調理・洗面など最低生活に必要な水	調理・洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

(3) 飲料水の調達

ア 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

イ 市町村は、自らが備蓄している飲料水を供給することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- (ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- (イ) 製造・販売業者からの購入
- (ウ) 他市町村に対する応援要請
- (エ) 県に対する応援要請

第2 食料の供給

〔方針・目標〕

- 食料は、速やかに供給を開始し、3日目以降は3食の供給に努める。
- 自衛隊、赤十字奉仕団、自治会等に要請して、8日目からは炊き出しを実施する。

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、経済部
関係機関	県、自衛隊、赤十字奉仕団、自治会、自主防災組織、事業者

## 1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの報告をもとに食料の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。

## 2 食料の確保

### (1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

#### ■食料供給の対象者

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難指示等に基づき避難所に受入された人</li><li>② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人</li><li>③ 孤立集落滞在者</li><li>④ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人</li><li>⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li><li>⑥ その他、食料の調達が不可能となった人</li></ul> |
|--|

### (2) 食料の確保

市は、備蓄食料、協定事業者等から食料を確保する。協定事業者等から調達できない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ化米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も調達する。

### (3) 食料の調達

ア 市町村は、自らが備蓄している食料を供給することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- (ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (イ) 製造・販売業者からの購入
- (ウ) 他市町村に対する応援の要請
- (エ) 県に対する応援の要請

イ 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

### (4) 政府所有の米穀等の調達

市は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められた場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県を通じ、又は直接関東農政局に対し、応急用米穀の供給を要請する。

### 3 食料の供給

#### (1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、住民、事業者自ら備蓄した食料をあてる。

また、現地対策本部の職員及び自治会、自主防災組織は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

#### (2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給業者又は協定輸送業者が直接、指定避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。必要に応じて食料集配拠点を設置する。

#### (3) 食料の配分

避難所担当職員は、避難所自治組織、NPO・ボランティア等の協力により食料を分配する。

#### (4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給に併せて炊き出しを実施する。

市は、自衛隊、赤十字奉仕団、自治会、自主防災組織等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

※資料編 4-14 災害備蓄品等備蓄状況

## 第3 生活必需品等の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。
- 全国からの救援物資を受け入れるため集配拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

市担当部	総務部、健康福祉部、経済部
関係機関	トラック協会

### 1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの報告をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。

### 2 生活必需品等の確保

#### (1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとし、このうち特に必要と認められる者に支給する。

#### ■生活必需品等供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

#### (2) 生活必需品等の調達

ア 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

(ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

(イ) 製造・販売業者からの購入

(ウ) 他市町村に対する応援の要請

(エ) 県に対する応援要請

(オ) 支援物資の募集

イ 市による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

### 3 生活必需品等の供給

#### (1) 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、指定避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。

#### (2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

#### (3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

### 4 支援物資の受入・管理

#### (1) 集配拠点の設置

市は、支援物資の受け入れのため、集配拠点を設置する。市の施設で不足が発生したときは、トラック協会と協定に基づき協議を行う。

#### (2) 支援物資の受入

支援物資は、原則として個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに提供を要請する。

(3) 支援物資の管理

集配拠点では、市が施設を管理者と協力して仕分け、管理を行う。必要に応じてトラック協会と協定に基づき、荷捌きの資材・人員等の提供について協議を行う。人員が足りない場合にはNPO・ボランティア等を要請する。

## 5 物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅被災者等とを隔てることのないよう配慮する。

(3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

(4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

## 6 燃料の供給

(1) 市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう県へ要請する。

(2) 市は、円滑に燃料の供給を行うため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

## 第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動

### 第1 保健衛生活動

〔方針・目標〕

- 指定避難所を巡回し医療依存の高い被災者を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、指定避難所の巡回医療、インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防、健康相談・指導を行う。
- 速やかに備蓄のトイレを設置し、県内市町村やレンタル会社等などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、指定避難所に設置する。
- ごみの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

市担当部	総務部、市民部、都市建設部、健康福祉部
関係機関	沼田利根医師会、群馬県医師会、沼田利根歯科医師会、沼田利根薬剤師会、利根沼田環境森林事務所、群馬県動物愛護センター、利根沼田保健福祉事務所、医療機関、事業者

#### 1 被災者の健康確保

- (1) 市は、被災者の心身の健康を確保するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、指定避難所や被災家庭に、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等を派遣する巡回健康相談などを実施する。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 市は、健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等について情報提供を行う。

#### 2 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、衛生状況を監視し、問題があるときは改善を指導する。

#### 3 し尿の処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、協定事業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。

(3) 市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。

(4) 市は、市内でし尿を処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

#### 4 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理

(1) 市は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努める。

(2) 市は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。

(3) 市は、自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

#### 5 災害時における動物の管理等

市は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。

## 第2 防疫活動

〔方針・目標〕

- 感染症や食中毒の発生を予防するため、指定避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県の指導により必要な防疫活動を実施する。
- 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、住民の人権に十分配慮しながら、防疫活動を実施する。

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部
関係機関	県、利根沼田保健福祉事務所、沼田利根医師会、医療機関、沼田利根薬剤師会、流通業者

### 1 防疫活動の実施

市は、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- (3) 避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
- (5) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動  
なお、自らの防疫活動が十分でないときは、県に協力を要請する。

### 2 資機材等の確保

市は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。



### 3 感染症患者への措置

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、消毒等の措置、健康診断などを行う。

### 4 避難所における衛生管理

#### （1）衛生指導

市は、避難所自治組織、NPO・ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

#### （2）食中毒等の予防

市は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

## 第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、必要な資機材を準備する。
- 県警察等と連携して、遺体安置所で検視・死体調査及び検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部
関係機関	県警察、自衛隊、消防本部、沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会

### 1 行方不明者の捜索

市は、消防本部、県警察、自衛隊等の関係機関の協力により捜索班を編成し、要捜索者名簿に基づき捜索活動を行う。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合、当該登録地の市町村又は都道府県へ連絡する。

### 2 遺体の収容

発見された遺体は、県警察、自衛隊、消防本部の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うため、遺体安置所に収容する。なお、収容所については、市有施設及び市内の寺院、病院、冠婚葬祭業者に協力を求めて設置する。

### 3 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、消毒、縫合等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

### 4 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、県警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

### 5 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処理表に記録の上、遺体を引き渡す。

### 6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市でこれを行うものとする。
- (2) 遺体等の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

## 第10節 被災家屋等に関する活動

### 第1 家屋の解体・廃棄物の処理

〔方針・目標〕

- 被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活支援法に基づき、経済支援を被災者に対して行うので、市は同法の申請の受付、解体施工業者の紹介を行う。災害発生後1週間を目途に市は受付窓口を設置する。
- 廃棄物の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び「沼田市災害廃棄物処理計画」に基づき分別処理を行う。

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	県

#### 1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行う。市は、受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

#### 2 災害廃棄物の処理

##### (1) 災害廃棄物の収集・処理計画の作成

市は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

##### (2) 災害廃棄物の処理

市は、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

### 第2 被災住宅の応急修理等

〔方針・目標〕

- 住宅の応急処理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	県、国、建設業協会等

#### 1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

##### (1) 需要の把握

市は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。市は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害により日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

市は、相談窓口にて住宅関係の障害物除去の申し込みを受ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所にある場合
- ウ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者
- エ 住宅が半壊又は床上浸水した場合
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

市は、建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

〔方針・目標〕

- 廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者に広報活動を行うとともに、環境監視体制を確立する。

市担当部	総務部、市民部
関係機関	県

1 不法投棄の監視

市は、廃棄物を空き地や河川敷等へ不法投棄しないように監視するとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

市は、倒壊建設物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や被災や危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

## 第11節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

### 第1 社会秩序の維持

〔方針・目標〕

- 災害直後から被災地や指定避難所における安全を確保するために、県警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、指定避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

市担当部	総務部
関係機関	県警察、自主防災組織等

#### 1 パトロール等の実施

県警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、指定避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。市は、県警察と連携して指定避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

#### 2 犯罪の取締り

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

#### 3 安全確保に関する情報交換等

県警察及び市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し住民等の不安の軽減に努める。

### 第2 物価の安定及び消費者の保護

〔方針・目標〕

- 災害直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

市担当部	総務部、市民部、経済部
関係機関	県、沼田商工会議所、沼田市東部商工会

#### 1 需要状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、市はこれに協力する。

## 2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。市は、県に協力して商工会議所等に要請を行う。

## 3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、市は県に協力して広報活動等を行う。

## 第12節 施設、設備の応急復旧活動

### 第1 公共施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 重要施設を優先に施設の調査を行い、災害拠点となる重要施設の復旧に努める。

市担当部	総務部、都市建設部、公共施設所管部
関係機関	協定締結団体、事業者等

#### 1 施設の緊急点検等

市は、所管する道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。

また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

#### 2 重要施設の優先復旧

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先する。

#### 3 関係業界団体に対する協力の要請

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

### 第2 電力施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 重要施設を優先に施設の調査を行い、災害拠点となる重要施設の復旧に努める。

市担当部	—
関係機関	県、東京電力パワーグリッド（株）

#### 1 迅速な応急復旧の実施

電力事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

## 2 重要施設の優先復旧

電力事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先する。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

## 3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施する。

## 4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

## 5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行う。

## 6 広報活動

電力事業者は、停電状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

## 第3 ガス施設の応急復旧

市担当部	—
関係機関	沼田ガス（株）、LPガス事業者等

### 1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災したガス貯蔵施設、導管等の設備について、速やかに応急復旧を行う。

### 2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先する。



- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

### 4 ガス関係機関の相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

### 5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

### 6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

### 7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行う。

## 第4 上下水道施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 上水道施設は、施設の被害状況を調査し、断水した指定避難所、病院に緊急給水する。7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。
- 下水道施設は、地震発生後2日以内に緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路を確保する。また、3日以内に緊急調査を完了させ、1か月以内の復旧をめざす。

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	協定締結団体等、事業者等

### 1 迅速な応急復旧の実施

市は、被災した浄水設備、配水管、下水道管渠、下水道終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

## 2 重要施設の優先復旧

市は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先する。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

## 3 代替設備の活用

市は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

## 4 水道関係機関の相互間の応援

市は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

## 5 広報活動

市は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

## 第5 電気通信設備の応急復旧

市担当部	—
関係機関	東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、事業者等

### 1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

### 2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先する。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- (1) 指定避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板（web171）」の提供

#### 4 電気通信関係機関の相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

#### 5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

## 第13節 自発的支援の受け入れ

### 第1 ボランティアの受け入れ

〔方針・目標〕

- 速やかに社会福祉協議会を運営母体とした災害ボランティアセンターを立ち上げる。市は、必要な資機材等の支援を行う。

市担当部	健康福祉部
関係機関	沼田市社会福祉協議会

#### 1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、おおむね次のとおりとする。

#### ■ ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災住宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳
ごみの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
ペットの保護	

#### 2 ボランティア受入窓口の開設

市は、社会福祉協議会と相互に連絡・調整の上「災害ボランティアセンター」を設置し、NPO・ボランティアの受付窓口を開設する。

#### 3 ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

#### 4 ボランティアの受け入れ

市及び社会福祉協議会は、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮する。

#### 5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

#### 6 ボランティア活動の支援

市は、災害ボランティアセンターに情報連絡員を派遣するほか、必要な資機材等の支援を行う。

### 第2 支援物資・義援金の受け入れ

〔方針・目標〕

- 発災直後から、3日目までに健康福祉部、会計局を主とした「受援班」を編成して、4日目以降、県からの支援物資の受け入れ体制を整える。
- 速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は「募集・配布委員会」を設置して適切に被災者へ配分する。

市担当部	健康福祉部、会計局
関係機関	沼田市社会福祉協議会

市は、災害対策本部会議において「受援班」を、健康福祉部、会計局を主として編成し、発災から3日以内に「受援班」を組織して社会福祉協議会と連携して派遣準備態勢を整える。

受援班の派遣先については、被害状況によって救援物資受け入れ場所を決定し、4日目以降、県からの救援物資受け入れの体制を確立する。

#### 1 支援物資の受け入れ

##### (1) 需要の把握

市は、各避難所等において、受け入れを希望する支援物資の種類及び数量を把握する。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整の上、支援物資の受入機関（県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

市は、送付された支援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保するものとする。

(4) 受入希望物資の公表

市は、受け入れを希望する物資リスト及び送り先を報道・放送機関を通じて公表する。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改訂するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

市は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

市は、社会福祉協議会と協議の上、受入物資について、配分先及び配分量を決定し、配分する。

(7) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、NPO・ボランティアや委託業者を活用するものとする。

(8) 小口・混載の支援物資

小口・混載の支援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災した自治体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

また、小口・混載の支援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

## 2 義援金の受け入れ

(1) 義援金の募集

市は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 「義援金の募集・配分委員会」の設置

市は、「義援金の募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。県において「義援金の募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 義援金の配分

市は、義援金の募集・配分委員会で決めた配分基準により、被災者へ支給する。支給は、災害相談窓口などを通じて手続きを行う。

## 第14節 要配慮者対策

### 第1 要配慮者への災害応急対策

〔方針・目標〕

- 市は、在宅の要配慮者について、地域の自主防災組織や民生委員、児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。
- 避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し収容するなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援を行う。

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	自治会、自主防災組織、沼田市社会福祉協議会

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

- ア 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときは、河川管理者、砂防関係者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 市は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する。
- ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう体制（手段及び方法）を整備する。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

##### (2) 避難

- 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難誘導する。
- ア 要配慮者の避難において、遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自治会、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全の確保に努める。
- イ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合には、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護師等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- ウ 避難所での生活に不自由をきたし、健康に影響を及ぼすおそれのある要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。
- また、適切な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

(3) 安否の確認

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努める。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
① 児童福祉施設 【児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
② 介護保険等施設 【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリ事業所、通所介護事業所、介護老人福祉施設、介護医療院
③ 障害者福祉サービス事業所 【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第1項に基づく事業所（附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む）】 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④ 障害者支援施設 【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第10項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤ 障害者関係施設 【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第27項、第28項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥ 身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1項に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦ 医療提供施設 【医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所
⑧ 幼稚園 【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に基づく施設】
⑨ その他 ア【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設 イ【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】 特別支援学校 ウ【その他実質的に要配慮者に関連する施設】
⑩ 認定こども園 【就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2号第6項に基づく施設】



(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された警報等の内容を施設職員に周知するとともに、その後に発表される気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難指示等があったとき、若しくは地震による二次災害により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難誘導する。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自治会、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自治会、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不可能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は市に対し、入所のあっせんを要請する。

ウ 市は、イの要請を受けたときは、県と連携しあっせんに努める。

※資料編 4-4 要配慮者利用施設（福祉施設）

※資料編 4-5 要配慮者利用施設（保育園）

※資料編 4-6 要配慮者利用施設（幼稚園）

※資料編 4-7 要配慮者利用施設（認定こども園）

※資料編 4-8 要配慮者利用施設（学童クラブ）

## 第15節 その他の災害応急対策

### 第1 農林業の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 早期に農作物の被害に係る病虫害の防除及び家畜の防疫対策を確立する。

市担当部	総務部、経済部
関係機関	県、利根沼田農業協同組合

#### 1 農作物関係

##### (1) 改植用苗の確保

市は、水稻改植の必要が生じたときは、県と連携し県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

##### (2) 病虫害の防除

県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

##### (3) 転換作物の導入指導

農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

#### 2 家畜関係

##### (1) 家畜の避難

市は、被害の拡大が予想される場合、必要に応じ家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

##### (2) 家畜の防疫及び診療

家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

##### (3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対して、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

#### 3 水産関係

県と連携し、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。

また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗の斡旋等を行う。

#### 4 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

### 第2 学校等の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 大雪や台風で災害が心配される場合は、臨時休業等の対応を行う。
- 在（園）中に局地的大雨等が発生した場合は、学校に留め安全を確認し、その後の対応を行う。登下校中に発生した場合は、安否を確認する。
- 大雪や台風の通過後は、安否の確認、施設被害状況等の把握を行う。

市担当部	健康福祉部、教育部
関係機関	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

#### 1 気象情報の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、大雪や台風が発生したときは、テレビ、ラジオ等による情報に注意を払い、災害の危険性や地震の可能性等の情報を把握する。

#### 2 学校施設等の安全性の点検

学校管理者は、大雪や台風が発生したときは、校舎等の損壊状況を確認し、学校施設等の安全性を点検する。また、災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

#### 3 幼稚園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、幼稚園児・児童・生徒の在（園）時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、幼稚園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。幼稚園児・児童・生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者へ引き渡しを行う。

#### 4 災害情報の連絡

学校管理者は、幼稚園児・児童・生徒、教職員、学校等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

## 5 教育の確保

### (1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業が行えなくなったときは、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、コミュニティセンター・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

### (2) 代替職員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等により授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

### (3) 学用品の支給

市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

### (4) 学校給食

市は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

### (5) 指定避難所との関係

市は、学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休業とするなどして避難者の援護を優先する。また、授業を再開する場合は、教育場所と避難所とを区分するよう調整する。

## 6 保育園・認定こども園の対策

### (1) 園児の応急措置

#### ア 安全の確保

保育園・認定こども園では、気象情報の把握に努め、園児、職員の安全を確保する。各園（所）長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

#### イ 園児等の安否確認

園（所）長は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

#### ウ 応急保育

市は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育を実施できない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育園や近隣の保育園で保育を行う。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

### 第3 文化財施設の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 災害発生直後は、文化財収蔵施設の安全性の点検や観覧者の安全確保を行うとともに、文化財の安全確保や応急修復などを行う。

市担当部	教育部
関係機関	文化財の管理者

#### 1 気象状況の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下、第3において「管理者」という。）は、台風、その他の低気圧や前線の接近により、天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

#### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

#### 3 観覧者の安全確保

管理者は、施設内に観覧者がいるときに施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに、応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

#### 4 文化財の安全の確保

管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

#### 5 災害情報の連絡

管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市（教育部）等関係機関に連絡する。

#### 6 応急修復

管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

市（教育部）は、応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

## 第4 災害救助法の適用

市担当部	総務部
関係機関	県

### 1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めるときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

#### ■災害救助法（施行令）の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	市 60以上	第1条 第1項第1号
県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数そのうち 市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	県 1,500以上	第1条 第1項第2号
	市 30以上	
県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数そのうち 市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	県 7,000以上	第1条 第1項第3号 ※
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は 受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第1条 第1項第4号 ※

#### ※ 第1項第3号に係る事例

災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

#### ※ 第1項第4号に係る事例

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に存在する者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

### 3 滅失世帯の算定基準

#### (1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算する。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流出）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 （全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家の半壊 （半焼）	住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

#### 4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 受入施設（指定避難所及び応急仮設住宅）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 5 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、市長はこれを補助する。ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うことができる。

#### 6 適用手続き

市は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事（危機管理課）は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事（危機管理課）は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。

また、知事（危機管理課）は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

※資料編 5-1 災害救助法による救助の程度、方法および期間について

※資料編 5-2 被害認定基準

※資料編 5-3 災害救助法様式



## 第5 動物愛護

〔方針・目標〕

- 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として指定避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。
- 県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。
- 家畜の弊獣処理は、所有者が処理することが原則であるが、死亡頭数が激増した場合は、県と連携して埋設場所の調整を行う。

市担当部	総務部、市民部、経済部
関係機関	群馬県動物愛護センター、利根沼田保健福祉事務所、利根沼田農業事務所、 利根沼田獣医師会

### 1 ペット対策

#### (1) 動物救護本部の設置

県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。

ア 動物救護本部は、次の事項を実施する。

- (ア) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (イ) 負傷した動物の収容・治療・保管
- (ウ) 放浪動物の収容・保管
- (エ) 飼養困難な動物の一時保管
- (オ) 動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供
- (カ) 動物に関する相談の実施等

イ 保健福祉事務所は、次の事項について、動物救護本部を支援する。

- (ア) 被災動物救護体制の整備
- (イ) 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- (ウ) 動物の応急保護収容施設設置のための調整等

#### (2) 市の対応

市は、指定避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

#### (3) 飼養者の対応

ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

## 2 放浪動物への対応

市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペット等が発生した場合は、保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

## 3 死亡動物への対応

市は、死亡した愛玩動物等が放置されている場合は回収する。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し利根沼田農業事務所の指導により適正な処理を行う。

## 第6 孤立対策

市担当部	総務部、健康福祉部、経済部、都市建設部
関係機関	県、自衛隊、消防本部、沼田利根医師会、医療機関

### 1 孤立地区の把握

市は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

### 2 ヘリコプターの要請

市は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊とヘリコプターの運航計画を協議する。

### 3 救助活動

市及び関係機関は、次の対策を実施する。

#### (1) 情報の収集

市は、孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

#### (2) 救助活動

消防本部は、倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

#### (3) 傷病者の救出

消防本部は、傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合は、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。市は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活を維持するため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

市は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。